

6 建設業の支援制度

6_1 建設産業における新卒者・若年者の採用に向けて



学生はこんな情報に注目しています！
さらなる処遇改善を目指しましょう。



学生や企業を対象としたアンケート等を通じて見えてくる「若者が働きたい」と感じる要素として重視しているのは、次のような点です。

- 仕事のやりがいを感じるか
- 給与の安定性や労働時間、福利厚生(休暇が取りやすいか)など
- 人間関係がよいか、フォロー体制があるか
- キャリアアップ(資格取得等)ができるか



学校との関係を構築し、
先生や生徒さんたちに企業を知ってもらいましょう。



学校には、全国から数多くの求人情報が寄せられますが、就職担当の教職員は、必ずしも就職活動や個別企業の知識が豊富なわけではありません。

先生や生徒の目に止まるためには、就職活動の時期のみならず、ふだんから学校を訪問し、企業の特徴や、採用したい人物像、今後の採用計画などを学校側に伝え、お互いの信頼関係を構築することが有効です。

ただし、就職活動には、決められたスケジュールがありますので、注意が必要です。

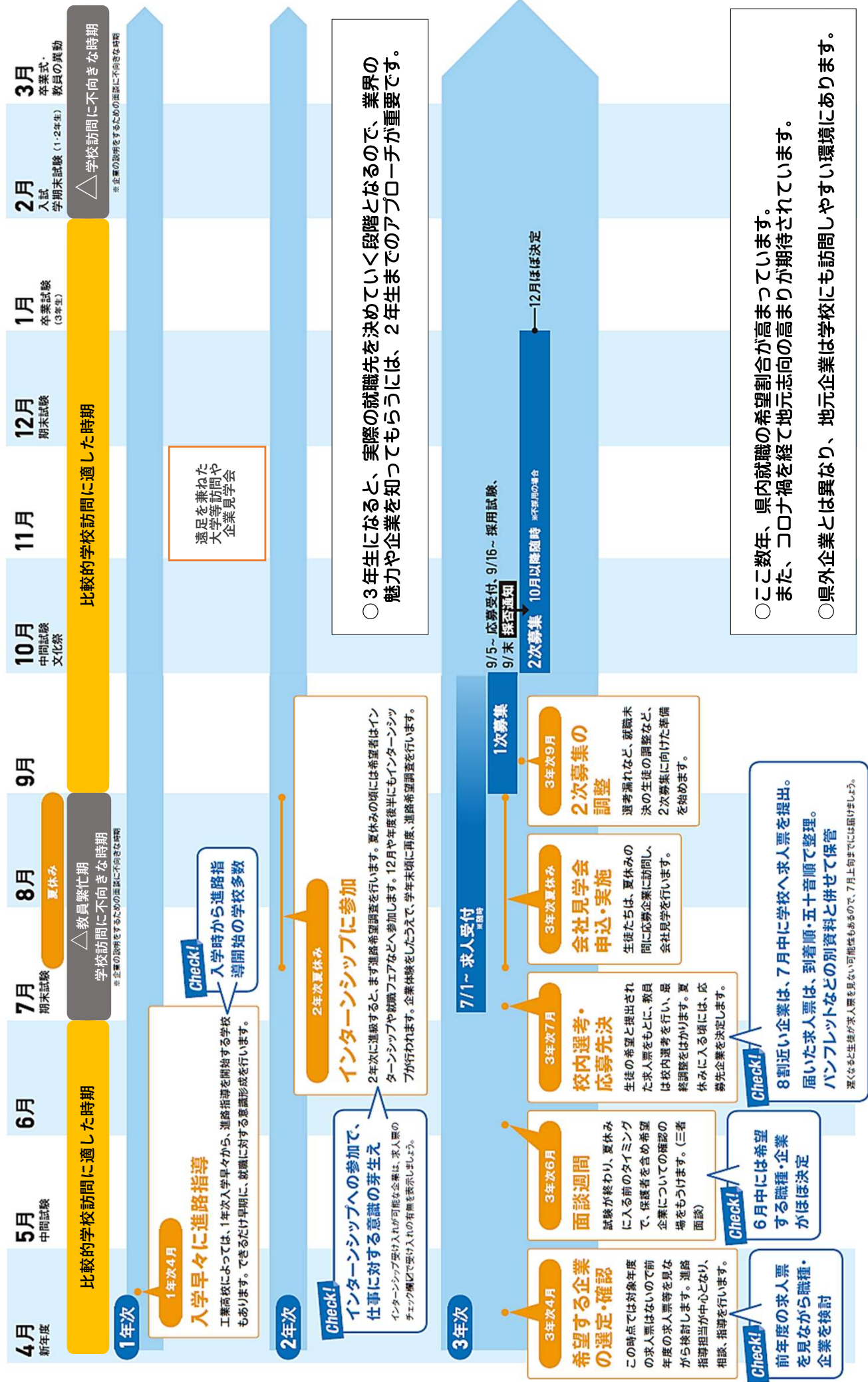
大学・高専等の就職活動の流れ（※令和6年度の場合）

- 広 報 活 動 開 始：卒業(修了)年度に入る直前の3月1日以降
- 採用選考活動開始：卒業(修了)年度の6月1日以降
- 正 式 内 定 日：卒業(修了)年度の10月1日以降

※ 求人情報やインターンシップ（アルバイト含む）の案内を、学内のネットワークを通じて学生に周知する体制を取ることが可能な大学・高専もありますので、ぜひ活用しましょう。

職業系高校生の進路指導の流れ(例)

※一般的なスケジュールを示したものであり、年度や学校の方針によって異なることもありますので、詳細は、各高校に確認してください。(出典：建設業振興基金「建設企業が行う工業高校生採用活動の取組



◆建設産業担い手コーディネーターのご紹介

（一社）宮崎県建設業協会には、建設産業に担い手確保を目的として、建設産業担い手コーディネーターが設置されています。

担い手確保に関するお困り事、御質問等がありましたら、下記連絡先まで、気軽にお問い合わせください。

【コーディネーターの主な役割】

- ・建設企業や教育機関（高等学校・大学など）の巡回、情報提供
- ・建設企業からの相談・助言
- その他、高校生等に建設産業や企業の魅力等を伝える取組 など

【コーディネーター連絡先】

問 （一社）宮崎県建設業協会 ☎0985（22）7171 建設産業担い手コーディネーター 有馬

◆高校生の就職支援コーディネーター窓口のご紹介

上記の建設産業担い手コーディネーターとは別に、県内の教育機関には、高校生の県内就職の促進等を目的として、各地域に就職支援コーディネーターが配置されており、インターンシップなど、企業と学校との接点づくりに取り組んでいますので、ぜひともご活用ください。

区分	エリア	拠点校	問合せ先(※)	コーディネーター	担当高校
県立	西 臼 杵 延 岡	延岡工業	☎ 0982（33）3323	各 1 名	高千穂、五ヶ瀬、延岡工業、延岡商業、延岡青朋、延岡、延岡星雲
	東 臼 杵 日 向	日向工業	☎ 0982（57）1411		門川、富島、日向工業、日向
	西 都 児 湯	妻	☎ 0983（43）0005		都農、妻、高鍋農業、高鍋、本庄
	宮 崎 北 部	佐土原	☎ 0985（73）5657		佐土原、宮崎商業、宮崎海洋、宮崎東、宮崎大宮、宮崎北
	宮 崎 南 部 県 南	宮崎工業	☎ 0985（51）7231		宮崎工業、宮崎農業、宮崎南、宮崎西、日南振徳、日南、福島
	都 城 東 部	都城工業	☎ 0986（22）4349		都城農業、都城工業、都城商業、高城
	都 城 西 部 小林・えびの	小林秀峰	☎ 0984（23）2252		都城泉ヶ丘、都城西、小林秀峰、飯野、小林

※各拠点校の代表電話となっています。訪問や連絡の際は、
「就職支援エリアコーディネーター」で呼び出してください。

宮崎県の
未来を担う
皆さまへ

コンテンツが増えてさらにパワーアップ！
建設産業魅力発信サイト



スマホ・タブレット・PCから
今すぐアクセス！

ビルミヤ

Build Miyazaki



<https://build-miyazaki.jp>

ビルミヤ

検索

01

充実の Web 記事で
現場のリアルが見えてくる！

活躍する UIJ ターン人材。
移住後の生活はどう？



特集
NEW

UIJ ターン × 建設業

住む場所が変わっても培ってきた技術や経験を活かせるステージが建設業界にはあります。仕事もプライベートも自分らしく！そんな“ひなた暮らし”を送る移住者の生の声をお届けします。



01



特集
NEW

働き方改革 × 建設業

ITとコミュニケーションスキルでバックオフィスから現場を支える「建設ディレクター」。この新しい職種の登場によって、建設業界はどう変わってゆくのか？そのありのまを紐解きます。

「建設ディレクター」って？
業界はどう変わる？



その他にも

“もっと知りたい”がかなう
コンテンツ & 機能がたくさん！

- ★ 企業紹介 100 社以上掲載中！
- ★ 教えて先輩！ Q&A
- ★ 学校紹介 ★ 豊富な職種紹介 etc...

創ろう未来残そう形で。

02

より解像度の高い
宮崎の建設業の「今」
をお届け！

最新の TOPIC を
ササッと探せる
検索機能付き！



NEW ビルミヤ
MAGAZINE

建設産業で今一番HOTな話題をお届けする
ニューコンテンツ！各種イベント情報や、普段
は知ることのできない建設現場や県内建設企
業のアレコレを随時発信します。

NEW ビルミヤ
CHANNEL

建設産業の魅力をさらにわ
かりやすく、広く発信するた
めに、県庁職員が自ら発信
するYouTubeチャンネルを
ご紹介しています。

動画でよりわかりやすく
魅力を発信！



03

先輩方の“生の声”から
やりがいや仕事内容
がわかる！



建設業界でさまざまな職種に従事する
先輩方に、仕事内容、苦勞するポイント
や「やりがい」、一日のスケジュールなど
を伺ったインタビューを公開しています。

ビルミヤ CHANNELで
ショート動画も公開中！



お問い合わせ

宮崎県県土整備部

管理課 建設業担当

0985-26-7176

kanri@pref.miyazaki.lg.jp

Open

2025

Campus

プログラム

8/19 (火)

時 間 10:30~12:00

8/20 (水)

場 所 宮崎県産業開発青年隊（宮崎市清武町）

8/21 (木)

内 容 ● 青年隊概要説明

● 施設案内

● 建設機械試乗・測量体験など

● ランチ体験（無料・平日のみ）

*申し込みはFAX・電話にて

※宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの送迎もいたします！



建設土木の技術を習得したい方集合！



- ① 建設機械・測量・パソコン等、最大15種類の資格取得が可能
大型特殊、測量士補、情報処理、無人航空機操縦士など
(ドローンライセンス)
- ② 希望者には公務員対策(講師:大原簿記より)
毎年合格実績あり！
- ③ 県立だから学費が安い
年間総費用約80万円（全寮制による食費・光熱費を含む）



指定管理者
学校法人 宮崎総合学院

74年の伝統を誇る

宮崎県産業開発青年隊



889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600

FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp

既存のキャリアアップ支援事業に加え、**若者又は女性がデジタル分野の資格取得又は講習**受講する場合に要する経費について、助成を開始します。



宮崎県建設産業 キャリアアップ支援事業



建設産業に関する資格取得等を支援します



対 象 者

キャリアアップ支援 (既存)

- ・建設業者等
(常勤の事業主・役員及び従業員)

若者(※)・女性活躍促進 (新規)

- 若者(35歳未満)又は女性で以下の者**
- ・建設業者等
(常勤の事業主・役員及び従業員)
 - ・個人
(建設業者等に就職予定の者)

対象の資格 ・講習

建設産業に関する資格又は講習(※)

- 【資格の例】
- ・施工管理技士(技士補含む)
 - ・その他建設産業関連資格等

- 【講習の例】
- ・建設作業の従事のために法令上必要な講習
 - ・建設工事のICT化に資する研修 等

建設産業に関する**デジタル分野の資格又は講習(※)**

- 【資格・講習の例】
- ・建設ディレクター育成講座
 - ・ドローン関連資格、講習
 - ・CADオペレーター関連資格、講習
 - ・その他デジタル関連資格、講習 等

助 成 率

助成対象経費の2分の1以内

助成対象経費の2分の1以内

助 成 上 限

1人当たり50,000円以内
(1事業者当たり3名まで)
若者・女性を含む場合は4名まで

1人当たり82,500円以内
(1事業者当たり3名まで)

他の助成金 等との併用

不可

可 ただし、他の助成金等の額を差し引いた額を助成対象経費額とし、助成金額を計算

※若者とは令和7年3月31日時点で35歳未満の者

※県の実施する研修や、資格を維持するために必要な講習等は対象外

受付等

令和7年6月2日(月)から令和8年2月27日(金)
(持参の場合の受付期間:平日9:00~12:00及び13:00~17:00)
(郵送の場合は簡易書留以上の方法に限る。締切日の消印まで有効)
※申請額が予算額を上回った時点で終了とします。



事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(公財)宮崎県建設技術推進機構
または宮崎県のホームページをご覧ください。<https://www.mk-suishin.or.jp>



問合せ先: (公財) 宮崎県建設技術推進機構 TEL 154-85-20-1830 E-mail: kenshi-1@mk-suishin.or.jp

ひなたで
見つけた、
わたし
らしさ。

県では、若者のUIJターン等による県内就職を応援しています！

■移住支援金

三大都市圏・福岡県（5年以上在住）から県内に移住し、中小企業への就職などの要件を満たした場合に支給します。

○世帯での移住 100万円＋子育て加算（市町村により異なる）

○単身での移住 60万円（東京23区に5年以上在住又は通勤）又は30万円

☎各市町村移住担当窓口

■若者応援給付金

第二新卒者など、若者（29歳以下）が三大都市圏・福岡県（1年以上在住）から県内に移住し、中小企業への就職（非正規でも可）などの要件を満たした場合、30万円を支給します。

☎各市町村移住担当窓口

■UIJターン就活応援補助金

ふるさと宮崎人材バンクに登録したUIJターン就職を目指す方に就職説明会、インターンシップ、選考面接等への参加に要する経費を補助します。

使途：交通費・宿泊費 補助額：最大5万円（経費の3分の2（30歳以上は2分の1））×2回

☎雇用労働政策課雇用対策担当 TEL(0985)26-7109

～東京23区からの移動は国制度もあります～

使途：交通費 補助額：定額4万円×1回 ☎各市町村移住担当窓口

■UIJターン引越し補助金

県内企業にUIJターン就職をした方に引越に係る費用を最大15万円（経費の3分の2（30歳以上は2分の1））補助します。

☎雇用労働政策課雇用対策担当 TEL(0985)26-7109

～東京23区からの移動は国制度もあります～

最大30万円 ☎各市町村移住担当窓口

■ふるさと宮崎人材バンク（利用料不要）

「県外在住で宮崎への移住を希望されている方」と県内事業所との就職マッチングを行うホームページであり、全国的な求人広告サイトと連携しています。

また、直接、担当者が事業所に訪問して操作方法などのご説明も行います。

☎宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター 宮崎本部 TEL(0985)27-3685 東京支部TEL(03)6273-4200



Furusato Miyazaki Jinzai Bank

■ヤングJOBサポートみやざき

概ね40歳未満の方を対象に、キャリアコンサルティングやセミナー、就職関連情報の提供など、キャリアアカウンセラーが1人ひとりに合った様々なサービスを提供し、就職活動をお手伝いします。



☎ヤングJOBサポートみやざき TEL(0985)23-7260 延岡サテライト TEL(0982)35-2116

若者・女性が活躍できる宮崎に向けて
～企業向け支援策のご案内～

令和7年4月
宮崎県

若者・女性が働きやすい職場づくりを支援

女性にやさしい職場づくり応援奨励金等

女性の活躍推進や働きやすい環境整備に取り組み企業を支援します。

※「みやざき女性の活躍推進会議」入会、従業員規模などの要件あり

- 〔Type.A〕奨励金 100万円/社
厚労省のえるぼし認定を受けた（認定段階のアップを含む）場合、100万円
- 〔Type.B〕奨励金 最大100万円/社
積極採用や管理職登用、多様な働き方など、女性活躍のための取組を行った場合、
- 〔Type.C〕補助金 最大60万円/社
取組内容と目標達成状況に応じて15～100万円
- 女性が働きやすい職場環境の整備を行った場合、その経費の一部（補助率2分の1）を補助
☎生活・協働・男女参画課女性活躍推進室 TEL(0985)26-7040

働きやすい職場「ひなたの極」認証

ワーク・ライフ・バランス実現に向けた職場環境づくりを積極的に行い、特に優れた取組成果が認められる事業所を"働きやすい職場「ひなたの極」"として認証します。



☎雇用労働政策課労政福祉担当 TEL(0985)26-7106

男性育児休業取得奨励金

男性従業員が4週間以上の育児を取得した場合、次の奨励金（累計100万円/年を上限）を給付します。

→育児取得者に対して育児休業給付金とは別に手当を支給した場合
→4週間あたり上限5万円 ※出生後休業支援給付金の支給期間は対象外

男性従業員が育児を取得した場合

→一定25万円 ※年度1回限り

○育児取得者の育児期間中に代替人員として新たな従業員を雇出した場合

→育児取得者 1人あたり定額20万円

○育児取得者の所属部署で業務代替者への手当を支給した場合

→育児取得者 1人あたり上限20万円



☎こども政策課計画担当
TEL(0985)44-2602

職場復帰奨励金

育児取得後の円滑な職場復帰を奨励金で支援します。

○対象者 国の両立支援等助成金（育児休業等支援コース）「職場復帰時」の助成金支給を受けた「ひなたの極」認証企業

○金額 15万円（第2子以降は5万円加算）

☎雇用労働政策課労政福祉担当 TEL(0985)26-7106



ひなたの出会い・子育て応援運動

希望どおりに家族を持つことができ、子育てが楽しいと感じられる宮崎の実現に向けて県民、行政、関係団体、事業所などが連携・協働して、積極的に応援します。

☎こども政策課計画担当
TEL(0985)44-2602

相談窓口・情報提供などのご案内

宮崎県男女共同参画センター

男女共同参画社会づくりを推進するため、各種相談に応じたり、アウトリーチ型支援を行っています。

◆女性の活躍推進アウトリーチ型総合支援

- ・視察受入企業の紹介やアドバイザーの派遣
- ・対象者別社内研修などのパッケージの提供

宮崎県男女共同参画センター TEL(0985)32-7591

☎女性のつながりサポーター相談
TEL(0985)29-8544

ひなた創生のための奨学金返還支援

県が認定する支援企業に就職する若者等に対し、奨学金の返還に係る支援金を給付します。

○支援内容 若者等が就職して1年・3年・5年が経過した時に、在学中に貸与を受けた奨学金の返還額の2分の1の額（学校区分に応じて最大150万円）を給付



奨学金返還支援事業

○対象者 支援企業に正規雇用で就職する大学、高等専門学校、専修学校、高等学校の在学学生又は既卒者で、就職して5年間、県内の事業所等で就業する方

○企業負担 支援金の4分の1相当額

みやざきビジネスアカデミー（ひなたMBA）

産学官が一体となって人材育成に取り組めます。

○経営者、管理者等の各職種に応じた講座

○時代の潮流を踏まえたテーマの講座
（若者定着、女性活躍推進、外国人材育成等）

☎産業政策課産業企画・外国人材担当 TEL(0985)26-7967



未来を担う建設人材育成・確保事業

若者・女性を対象にデジタル関連の資格（建設ディレクター等）取得を支援します。

○補助率 2分の1以内

○上限額 1人あたり82,500円

☎（公財）宮崎県建設技術推進機構 TEL(0985)20-1830

若者・女性のチャレンジや資金調達を支援

○創業・新分野進出支援貸付（創業） 地域金融機関や信用保証協会と一体となって資金調達を支援します。

○融資対象者 新たに事業を開始する、又は開業後5年未満である中小企業

・融資限度額 設備・運転の合計で3,500万円

・融資期間 設備10年以内、運転7年以内

・融資利率 年1.0～1.5%

・保証料率 女性・若者は年0%

○みやざき成長産業育成貸付（働き方改革等） 「ひなたの極」認証を受けるなど、働きやすい職場づくりを行う中小企業

・融資限度額 設備・運転の合計で5,000万円

・融資期間 設備10年以内、運転7年以内

・融資利率 年1.0～1.7%

・保証料率 年0.35～1.7%

☎商工政策課経営金融支援室 TEL(0985)26-7097

女性・若者応援！起業チャレンジ支援

地域課題の解決に取り組む若者・女性や魅力的な地域づくりに取り組む方の起業を応援します。

○ビジネスプランコンテスト開催
コンテスト受賞者に起業に必要な経費を補助

・対象 35歳未満の若者又は女性

・テーマ 地域課題解決に資するもの

・補助率 2分の1以内

・上限額 1位:300万円×1 2位:250万円×1
3位:200万円×1 特別賞:150万円×2

☎商工政策課商工団体・商業振興担当 TEL(0985)26-7098

みやざき女性の活躍推進会議

参加企業同士の情報交換、行政や関係団体との意見交換に加え、経営者・管理職向けの研修会、女性管理職等を対象とした女性リーダー育成塾などを実施しています。



みやざき
女性の活躍推進会議

☎生活・協働・男女参画課女性活躍推進室
TEL(0985)26-7040

みやざき女性就業支援センター

次の活動を通じて企業の人材確保をサポートします。

- ①多様な働き方の求人開拓、②求人アドバイス、③雇用環境改善提案、④求人・求職マッチング、⑤「みやざき女性人材バンク」に登録いただいた場合、就業希望の女性の女性の人材データの提供やマッチングなど

☎みやざき女性就業支援センター TEL(0985)41-8650

働きやすい職場「ひなたの極」^{きわみ}認証制度

～企業(事業所)のワーク・ライフ・バランスに取り組んでみませんか～



宮 崎 県 認 証

仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを
積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業などを
「働きやすい職場『ひなたの極』」として宮崎県知事が認証する制度です。

「働きやすい職場『ひなたの極』」企業として認証されると、次のような優遇措置があります。

- 県主催の就職面談会、企業ガイダンスへの優先参加、企業ガイドブックへの優先掲載
- 清掃・警備保障業務の競争入札参加資格者名簿登録の審査における加点
- 物品等の競争入札参加資格者名簿登録における印刷業の審査加点
- 宮崎県中小企業融資制度での優遇措置
- みやざき犬の優先的派遣
- 商談会等の情報提供
- 宮崎県育休復帰時奨励金 ※詳細は裏面をご覧ください。

◆認証基準改正について(令和7年4月1日から)

対象事業所の拡大

- ・ これまでは、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人のみが対象でしたが、令和7年4月1日からは、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う個人事業主も対象とします。

新規審査項目の創設

- ・ 「くるみん、健康経営優良法人、ユースエール、えるぼし、もにす、安全衛生優良企業のいずれかの認証を1つ以上受けている。」を新たな項目として創設します。

既存審査項目の変更点

- ・ 労働者若しくはその配偶者の妊娠・出産又は対象家族の介護をしていることを知ったとき、関連する制度を個別に知らせる措置・体制を講じており、かつ、育児・介護休業取得者が職場復帰する際のフォローアップ体制が整っていること。
※これまで「制度の周知制度」「職場復帰時のフォローアップ体制」は別項目でしたが、1項目となります。
- ・ 「仕事と生活の両立応援宣言」登録事業であり、かつ、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」又は「ひなたの出会い・子育て応援運動」のいずれかに登録しており、登録内容が社内に周知されていること。
※「仕事と生活の両立宣言」は登録必須となり、「一般事業主行動計画」、「ひなたの出会い・子育て応援運動」は1つ以上の登録が必要となります。



認証までの流れ

審査項目

働き方(休み方)見直しに関する取組と実績	●所定外労働時間削減に向けた取組 ●年次有給休暇取得促進に向けた取組等 7項目
育児・介護休業制度等の整備状況と実績	●育児、介護休業等の取得状況 ●育休取得者等が職場復帰する際のフォローアップ体制の確立状況等 9項目
その他	●「仕事と生活の両立応援宣言」の実施状況 ●メンタルヘルス及び各種ハラスメントに対する相談窓口の設置状況等 9項目

認証基準(令和7年4月1日現在) ※法令遵守が前提です。

該当する審査項目の **総得点の割合が85%以上** であることかつ、以下①、②のいずれかを満たす必要があります。

- ① 常用労働者の所定外労働時間が、毎月勤労統計調査における県平均値の「全産業・事業所規模5人以上：8.5時間」と「該当する産業・事業所規模」のいずれか高い方と比べて低いこと
- ② 10日以上年次有給休暇が付与された労働者の年次有給休暇取得率が50%以上であること
- ③ 下記の審査項目のうち、どれか1つを満たしていること
 - ・ 法定時間外・休日労働時間の平均(フルタイム労働者の最大月が45時間未満)
 - ・ 所定外労働時間の平均(常用労働者の平均が8.5時間未満)
 - ・ 年次有給休暇の取得率(フルタイム労働者の取得率が70%以上)

※詳しくは県ホームページをご覧ください。

令和7年度 宮崎県育休復帰時奨励金

仕事と育児を両立しやすい職場環境整備の促進を図るため、従業員の育休からの職場復帰に際し、国の「両立支援等助成金(育児休業等支援コース)」における「職場復帰時」の助成金支給を受けた認証企業に対して、県が奨励金を支給します。

宮崎県育休復帰時奨励金支給までの流れ

① 国の両立支援等助成金 育児休業等支援コース (職場復帰時) の支給決定

② 申請書の提出

必要書類を添付して雇用労働政策課まで

③ 審査

申請された内容について確認を行います

④ 奨励金の支給

※申請から支給まで1か月程度かかります

主な支給要件

- ① 「働きやすい職場『ひなたの極』」の認証企業であること
 - ② 令和6年4月1日以降に、宮崎労働局から両立支援等助成金育児休業等支援コース(職場復帰時)の支給決定を受けた者であること
- ※その他の要件は、県ホームページをご覧ください。

申請期限

国の両立支援等助成金の支給決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内(※)、かつ、令和8年3月13日まで
※国の両立支援等助成金の支給決定日が令和7年3月31日以前の場合は、「2か月以内」となります。

支給額

15万円 ※第2子以降の出産に伴う育児休業は5万円加算

申請書類

- ① 申請書兼請求書
 - ② 同意書
 - ③ 「ひなたの極」認証書(更新書)の写し等
 - ④ 両立支援等助成金 育児休業等支援コース(職場復帰時)の支給決定通知書の写し
 - ⑤ 振込先口座の確認書類(通帳の写し等)
 - ⑥ 第2子以降の出産である旨の証明書類 ※該当する場合のみ
 - ⑦ その他、県が必要と認める書類
- ※申請書類①、②の様式は県ホームページからダウンロードできます。

宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課 労政福祉担当

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

☎0985-26-7106

ひなたの極

検索



あなたの会社も

「仕事と生活の両立応援宣言」

しませんか？

宮崎県では、「仕事と生活の両立応援宣言」企業を募集しています！

仕事と生活の両立応援宣言書

我が社は、従業員が仕事と生活の両立ができるように、「働きやすい職場づくり」を目指し、以下の取組を行うことを宣言します。

宣 言

- 一、従業員同士の相互理解を深め、家族を大切にできる働きやすい職場を目指します
- 一、小学校就学前の子どもがいる従業員には、希望により勤務時間を短縮することができるようにします
- 一、年次有給休暇の取得計画表を作成して、休暇の取得促進に努めます

見 本



令和7年4月1日

企業・事業所住所 宮崎市橋通東2丁目10-1
企業・事業所名称 (株) 宮崎雇用労働政策推進会社
代表者氏名 宮崎 花子

仕事と生活の両立応援宣言企業登録番号：2025-1234
登録年月日：令和7年4月1日

宮崎県は、仕事と生活の両立を応援します。

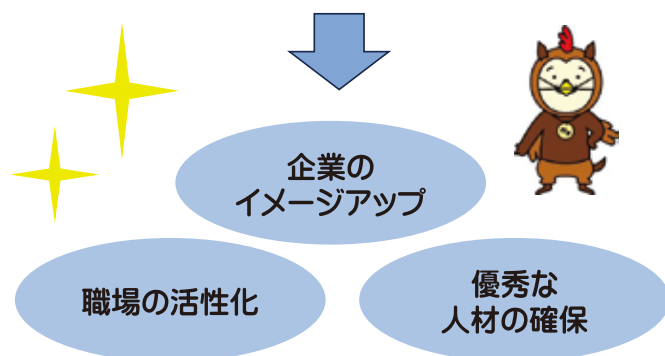


「仕事と生活の両立応援宣言」とは

企業・事業所のトップの方に、従業員が仕事と生活の両立ができるような、「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言してもらう制度です。

登録すると・・・

- 県のホームページや刊行物などで広く紹介します！
- 宣言書（左見本）を額縁に入れてお渡しします！
- 次世代法に基づく一般事業主行動計画の公表先として活用できます！



などの効果が期待できます！！



仕事と生活の両立についての理解を深め、働きやすい職場づくりをすすめるきっかけにしてください♪

- ※ 宮崎県内に事業所がある、すべての企業・事業所から募集します。（本社が県外にある場合でも、事業所が県内にあれば登録できます。）
- ※ 事業所規模は問いません。



☆ 登録企業・事業所のみなさんからこんな声をいただいています

- ・ 年次有給休暇を取得しやすくなりました。子どもの病気で休む場合でも、今までよりも休みやすくなりました。
- ・ 宣言書を見える場所に掲示することで従業員同士での声かけも増え、子どものいる従業員が学校行事などへ参加しやすくなりました。
- ・ 子どもや家庭のことなどを相談できるようになり、お互い理解し合えるようになったため、仕事のフォローもスムーズになりました。
- ・ 男性社員の育児休業取得率アップや育児時短対象者の拡大といった「育児休業」に対する、社内の意識の変化や制度の充実が図られました。
- ・ 年次有給休暇の計画的な取得やノー残業に努める日が定着してきました。また、非効率な仕事を見直す意識も高まってきました。
- ・ 転職を考えたこともあったが、働き方の相談ができたため仕事を続けることができました。

登録企業件数

令和7年4月1日

現在

1,637件

(廃業等により登録を終了した事業所を除く)

県北地区

281件

県央地区

764件

県西地区

428件

県南地区

164件



登録方法や宣言企業についての詳細は、県庁ホームページをご覧ください！

宮崎県 仕事と生活の両立

検索

※ 申込書は、県ホームページからダウンロードできます

○ 応募・問合せ先 ○

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 労政福祉担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL：0985-26-7106 / FAX：0985-32-3887

MAIL：koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp



※ 県雇用労働政策課（0985-26-7106）へお電話いただければ申込書を送付することも可能です。

宮崎県企業向け 高度外国人材*の 採用・定着を個別支援します

「グローバル展開をしたい」「人手不足に対応したい」「社内を活性化したい」
という宮崎県企業の経営者、人事担当者の方へ

特徴

専門スタッフによるきめ細かなサポートを受けることができます

- ・ 在留資格、採用・定着手法、専門学校・大学の最新状況について、知識・経験が豊富な専門スタッフがサポートします。
- ・ 企業の要望に沿ったサポートを受けることができます。「これから採用を検討し始めるのでひとまず話を聞きたい」「すぐに人材を紹介してほしい」「定着の相談をしたい」など気軽にご相談ください。

個別支援

- ・ 個別コンサルティング
- ・ 行政書士による個別支援
- ・ 教育機関への企業情報発信
- ・ 企業同士の交流会

マッチング

- ・ 会社見学やインターンシップによる交流、個別面接の実施
- ・ 県内外教育機関と連携
- ・ 在留資格の可否を事前にチェック

セミナー

- ・ 採用・定着のポイント紹介
- ・ 行政書士、採用成功企業、高度外国人材、外国人留学生から直接話が聞ける

出張セミナーも可能
ぜひご相談ください

*高度外国人材とは？

日本・海外の大学等を卒業し、研究やエンジニア、海外展開の営業等として働く人材などを指します。

本事業で採用・定着支援の対象とする人材は「技術・人文知識・国際業務」もしくは「特定技能」等の在留資格の人材です。

「技能実習」の人材は対象ではありません。

＜インタビュー動画＞
宮崎県で働く
外国人材・雇用企業の
インタビュー動画は
こちら→
(宮崎県HP)



問合せ先

運営委託先事業者
アールアドバンス株式会社

福岡市中央区天神3-10-20
KG天神ビル東3F
TEL：092-753-9911 担当：橋本



お問い合わせは、下記あてにメールでご連絡ください。

career@r-advance.co.jp



債権譲渡は2種類！

県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類				
書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付けを受けられるので、大変便利です。
 特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
 工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
 資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
 《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

新貸付金額！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時
請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け
取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝297万円（1,100万円×80%－440万円－110万円）×90%

○当該工事が完成した場合

（1）発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

（1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》）

（2）協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時
請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け
取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額
-----	-------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝352万円（1,100万円×80%×90%）－440万円

○当該工事が完成した場合

（1）発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

（1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》）

（2）協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://mkkumiai.main.jp>

E-mail mk-info@mkkumiai.main.jp

令和7年度 宮崎県中小企業融資制度のご案内

令和7年度融資制度のポイント

1 「経営力強化貸付」の継続

金融機関等から事業計画の策定支援や継続的な経営支援を受けることができる貸付により、中小企業者の経営力強化を支援します。

2 「創業・新分野進出支援貸付（創業、再チャレンジ応援、経営者保証非提供型）」の継続

これから新たに創業する中小企業者や廃業した経験を乗り越え、再チャレンジを行おうとする中小企業者を支援する貸付で、女性、若者（30歳未満）、シニア（55歳以上）、U I J ターン者、中山間地域での創業の場合、保証料を優遇します。

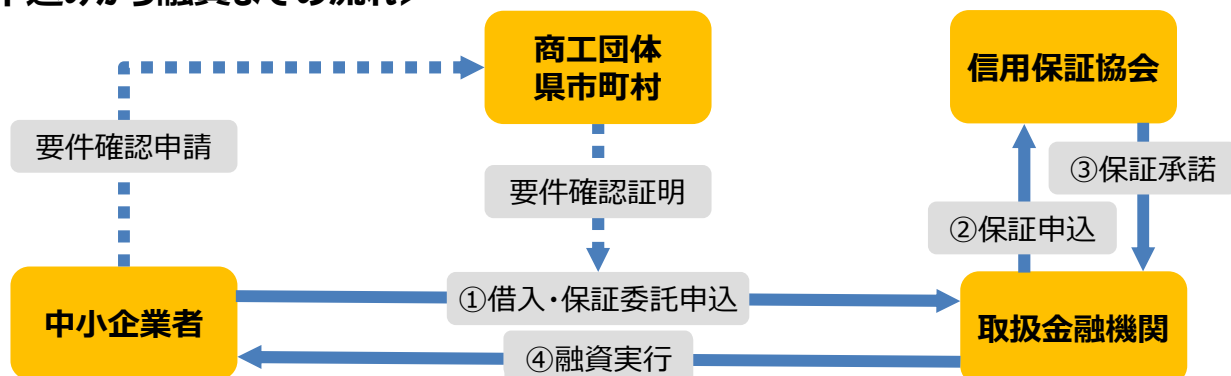
宮崎県中小企業融資制度とは？

中小企業者の活性化と経営の安定を図るため、県と県内金融機関が協調して資金を出し合い、信用保証協会が保証を付した上で、長期・固定・低利の融資が実行される公的融資制度です。

（注1）市町村民税の納税証明書等の提出が必要です。また、貸付によっては、商工団体や県市町村による要件確認が必要です。

（注2）取扱金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

<申込みから融資までの流れ>



1 「経営力強化貸付」の継続

金融機関等から事業計画の策定支援や継続的な経営支援を受けることができる貸付により、中小企業者の経営力強化を支援します。

融資対象者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者及び組合
資金使途	事業計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 ※セーフティネット保証5号を利用の場合は、経営の安定に必要な設備資金及び運転資金とし、新型コロナウイルス感染症対応資金や経営支援貸付（コロナ対応借換型）等に係る既往借入金を借り換える場合に限る。
融資限度額	設備資金：5,000万円（組合：8,000万円）、 運転資金：5,000万円（組合：8,000万円）
融資期間	設備資金：7年以内（据置12月以内）、運転資金 5年以内（据置12月以内） ※借換資金は10年以内
融資利率	年1.2%～年1.7%以内
保証料率	年0.40%～年1.05% ※セーフティネット保証5号を利用の場合は年0.25%

2 「創業・新分野進出支援貸付（創業、再チャレンジ応援、経営者保証非提供型）」の継続

これから新たに創業する中小企業者や事業の廃止又は事業の解散（廃業等）により事業継続を断念した経験を乗り越え、再チャレンジを行おうとする中小企業者を支援するための貸付で、女性、若者（30歳未満）、シニア（55歳以上）、U I Jターン者、中山間地域での創業の場合、保証料を優遇します。

融資対象者	新たに事業を開始する、再チャレンジを行う、経営者保証を不要とし、新たに事業を開始する中小企業者及び組合
資金使途	新規開業に必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	設備資金・運転資金の合計で3,500万円
融資期間	設備資金：10年以内（据置12月以内）、運転資金：7年以内（据置12月以内）
融資利率	年1.0%～年1.5%以内
保証料率	年0.4%又は年0.6% <u>（女性、若者（30歳未満）、シニア（55歳以上）、U I Jターン者、中山間地域での創業の場合 年0.0%又は年0.2%）</u>

資金一覧

資金名		融資対象者	融資限度額(組合)		融資期間(据置期間)		要件 確認者
			設備	運転	設備	運転	
創業・新分野進出資金	創業・新分野進出支援貸付	① 新たに事業を開始する中小企業者及び組合	3,500万円 (3,500万円)		10年以内 (12月以内) ※プロパー融資実行又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間は36月以内	7年以内 (12月以内) ※プロパー融資実行又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間は36月以内	商工団体
		② 再チャレンジを行おうとする中小企業者及び組合					
		③ 経営者保証を不要とし、新たに事業を開始する中小企業者及び組合					
	企業立地促進貸付	④ 新分野へ進出する中小企業者及び組合 県内に工場及び事務所を新設等する県立地企業	1億円 (1億円)	1億円 (1億円)	10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	商工団体
経営安定・事業再生資金	経営安定貸付	通常運転・設備資金を必要とする中小企業者及び組合	5,000万円 (8,000万円)	5,000万円 (8,000万円)	10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	-
		小規模企業経営安定貸付	2,000万円 (2,000万円)		7年以内 (12月以内)	5年以内 (12月以内)	
	経営力強化貸付	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者及び組合	5,000万円 (8,000万円)	5,000万円 (8,000万円)	7年以内 ※借換資金 10年以内 (12月以内)	5年以内 ※借換資金 10年以内 (12月以内)	市町村 金融機関
	事業承継貸付	① 事業承継を行う中小企業者又は県内の中小企業者から事業を承継する個人及び中小企業者	1億円		15年以内 (24月以内)	15年以内 (24月以内)	商工団体
		② 事業承継に当たって経営者保証が課題となっている中小企業者			10年以内 (12月以内)	10年以内 (12月以内)	-
		③ 事業承継に当たって経営者保証が課題となっている中小企業者（中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターにより経営・財務状況の確認を受けた場合）					中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター
	経営支援貸付	① 信用保証付融資を受けていて、借換えにより経営安定を図る中小企業者及び組合	5,000万円 (5,000万円)		10年以内 (18月以内)	10年以内 (18月以内)	-
		② 法的措置等により事業再生を図る中小企業者及び組合	1億円 (1億円)		15年以内 (36月以内)	15年以内 (36月以内)	
		③ 売上減少や利益率悪化等の対策を行う中小企業者及び組合	5,000万円 (8,000万円)	3,000万円 (8,000万円)	10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	-
事業拡大資金	みやざき成長産業育成貸付	① みやざき重点産業に取り組む中小企業者及び組合（フード、メディカル、ICT、自動車・航空機、半導体）	5,000万円 (5,000万円)		15年以内 (18月以内)	15年以内 (18月以内)	商工団体
		② 環境産業又はエネルギー産業に関する事業を行う中小企業者及び組合。					
		③ ゼロカーボンに向けた取組を行う中小企業者及び組合 店舗、駐車場等の新增設、空店舗への移転又は商店街等の整備を行う中小企業者及び組合			10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	-
		④ 「働きやすい職場『ひなたの極』」の認証、経営革新・経営力向上計画の認定、健康経営優良法人の認定等を受けた中小企業者及び組合					
		⑤ デジタル化に取り組む中小企業者及び組合					
	次世代リーディング企業等支援貸付	「次世代リーディング企業」の認定又は地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者及び組合 ※地域中核的企業及び成長期待企業を含む	1億円 (1億円)		15年以内 (18月以内)	10年以内 (18月以内)	-
金融機関提案型資金	農業ビジネス進出支援貸付	商工業とともに農業を営む中小企業者、組合、農事組合法人及び個人	5,000万円 (5,000万円)		10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	-
	金融機関提案型資金	新たな事業展開や経営改善等に前向きな取組を行う中小企業者及び組合	金融機関所定 (金融機関所定)		金融機関所定 (金融機関所定)		-
緊急経営対策資金	災害対策貸付	① 災害等の復旧を行う中小企業者及び組合	5,000万円 (8,000万円)	3,000万円 (8,000万円)	10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	市町村
		② 災害救助法（昭和22年法律第118号）に係る災害等の復旧を行う中小企業者及び組合					商工団体
		③ 激甚災害（局激）に係る災害等の復旧を行う中小企業者及び組合					
		④ BCP(事業継続計画) に基づく施設等整備を行う中小企業者及び組合					-
	セーフティネット・危機関連貸付	⑤ 市町村消防団協力事業所の認定を受けている中小企業者及び組合 中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項による認定を受けた中小企業者及び組合	5,000万円 (8,000万円)	3,000万円 (8,000万円)	10年以内 (18月以内)	7年以内 (12月以内)	市町村
経営者保証非提供促進貸付		経営者保証を不要とし、事業資金又は経営安定のための資金を必要とする中小企業者及び組合	5,000万円 (8,000万円)	3,000万円 (8,000万円)	10年以内 (12月以内)	7年以内 (12月以内)	市町村 金融機関

融資利率

資金名		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	
創業・新分野 進出支援貸付	①創業、②再チャレンジ応援、 ③経営者保証非提供型	年1.0%以内		年1.2%以内	年1.4%以内	年1.5%以内	－	
	④新分野進出	年1.2%以内		年1.4%以内	年1.6%以内	年1.7%以内	－	※
企業立地促進貸付		年1.2%以内		年1.4%以内	年1.6%以内	年1.7%以内	金融機関所定	
経営安定貸付		年1.4%以内	年1.6%以内	年1.8%以内	年2.0%以内	年2.2%以内	－	
	小規模企業経営安定貸付	年1.0%以内	年1.2%以内	年1.4%以内	年1.6%以内	－		※
経営力強化貸付	SN5号	年1.2%以内		年1.4%以内	年1.6%以内	年1.7%以内	－	
	一般	年1.2%以内		年1.4%以内	年1.6%以内	年1.7%以内	－	
事業承継貸付 ①②③		年1.2%以内			年1.4%以内	年1.5%以内	金融機関所定 (①事業承継支援のみ)	
経営支援貸付	①借換	年1.4%以内	年1.6%以内	年1.8%以内	年2.0%以内	年2.2%以内	－	
	②経営支援、③売上減少等	年1.2%以内		年1.4%以内	年1.6%以内	年1.7%以内	年1.7%以内 (②経営支援のみ)	
みやざき成長 産業育成貸付	①みやざき重点産業、 ⑤デジタル化推進	年1.2%以内					－	
	②みやざきゼロカーボン応援	年1.2%以内					金融機関所定	
	③商業振興、④働き方改革等	年1.2%以内		年1.4%以内	1.6%以内	1.7%以内	－	
次世代リーディング企業等支援貸付		年1.2%以内					金融機関所定	
農業ビジネス進出支援貸付		年1.2%以内					－	
金融機関提案型資金		金融機関所定						
災害対策貸付	①災害、②災害（特例）、 ④BCP対策、⑤消防団	年1.2%以内		年1.4%以内	年1.6%以内	年1.7%以内	－	
	③激甚	年1.0%以内		年1.2%以内	年1.4%以内	年1.5%以内	－	※
セーフティネット・ 危機関連貸付	1～4・6号、危機関連	年1.0%以内		年1.2%以内	年1.4%以内	年1.5%以内	－	※
	5・7・8号	年1.2%以内		年1.4%以内	年1.6%以内	年1.7%以内	－	※
経営者保証非 提供促進貸付	SN4号	年1.0%以内		年1.2%以内	年1.4%以内	年1.5%以内	－	※
	SN5号	年1.2%以内		年1.4%以内	年1.6%以内	年1.7%以内	－	
	一般	年1.4%以内	年1.6%以内	年1.8%以内	年2.0%以内	年2.2%以内	－	

※…責任共有制度対象外の融資利率

保証料率

資金名		CRD評点(上段:法人、下段:個人)									
		0～20	21～30	31～36	37～45	46～55	56～60	61～66	67～72	73～100	
		0～32	33～42	43～51	52～63	64～74	75～76	77～83	84～94	95～100	
創業・新分野 進出支援貸付	①創業、②再チャレンジ応援	年0.40%									※
	③経営者保証非提供型	年0.60%									※
	上記①～③で女性・若者・シニア・UI ターン者・地域応援のいずれかに該当す る場合	①②年0.00%、③年0.20%									※
	④新分野進出	年1.35%	年1.20%	年1.00%	年0.80%	年0.75%	年0.65%	年0.55%	年0.40%	年0.40%	
企業立地促進貸付		年1.50%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.90%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.40%	
経営安定貸付		年1.65%	年1.50%	年1.30%	年1.15%	年1.05%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%	
	小規模企業経営安定貸付	年1.70%	年1.50%	年1.30%	年1.15%	年1.00%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.35%	※
経営力強化貸付	SN5号	年0.25%									
	一般	年1.05%	年0.90%	年0.70%	年0.60%	年0.55%	年0.45%	年0.45%	年0.40%	年0.40%	
事業承継貸付	①事業承継支援	年1.05%	年0.90%	年0.70%	年0.60%	年0.55%	年0.45%	年0.45%	年0.40%	年0.40%	
	②事業承継特別対策	年1.05%	年0.90%	年0.70%	年0.60%	年0.55%	年0.45%	年0.45%	年0.40%	年0.40%	
	③事業承継特別対策(連携)	年0.95%	年0.80%	年0.65%	年0.50%	年0.40%	年0.30%	年0.20%	年0.15%	年0.10%	
経営支援貸付	①借換	年1.65%	年1.50%	年1.30%	年1.15%	年1.05%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%	
	②経営支援	年0.10%									
	③売上減少等	年1.50%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.90%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.40%	
みやざき成長 産業育成貸付	①みやざき重点産業、 ⑤デジタル化推進	年1.35%	年1.20%	年1.00%	年0.80%	年0.75%	年0.65%	年0.55%	年0.40%	年0.40%	
	②みやざきゼロカーボン応援、 ⑤デジタル化推進	年1.35%	年1.20%	年1.00%	年0.80%	年0.75%	年0.65%	年0.55%	年0.40%	年0.40%	
	③商業振興、④働き方改革等	年1.50%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.90%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.40%	
次世代リーディング企業等支援貸付		年0.85%	年0.70%	年0.50%	年0.40%	年0.35%	年0.25%	年0.25%	年0.20%	年0.20%	
農業ビジネス進出支援貸付		年0.60%									
金融機関提案型資金		年1.65%	年1.50%	年1.30%	年1.15%	年1.05%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%	
災害対策貸付	①災害、④BCP対策、⑤消防団	年1.50%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.90%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.40%	
	②災害（特例）	年0.75%	年0.675%	年0.575%	年0.50%	年0.45%	年0.425%	年0.375%	年0.275%	年0.20%	
	③激甚	年0.00%									※
セーフティネット・ 危機関連貸付	1～4・6号、危機関連	年0.35%									※
	5・7・8号	年0.25%									
経営者保証非 提供促進貸付	SN4号	①年0.50%、②年0.70%									※
	SN5号	①年0.40%、②年0.60%									
	一般 ①の場合	年1.80%	年1.65%	年1.45%	年1.30%	年1.20%	年1.15%	年0.95%	年0.75%	年0.60%	
	一般 ②の場合	年2.00%	年1.85%	年1.65%	年1.50%	年1.40%	年1.35%	年1.15%	年0.95%	年0.80%	

※経営者保証非提供促進貸付 ①②について、

※…責任共有制度対象外の保証料率

①債務超過でない かつ 減価償却前経常利益が2期連続して赤字ではない場合

②債務超過でない 又は 減価償却前経常利益が2期連続して赤字ではない場合、法人設立後2事業年度の決算が未了である場合

宮崎県中小企業融資制度 ～金融機関提案型資金のご案内～

制度の概要

金融機関提案型資金は、新たな事業展開や経営改善等に取り組む中小企業者を積極的に支援するため、金融機関が自ら提案した融資を行うとともに、多様な経営課題解決のための経営支援等を行うものです。

＜特徴1＞ 資金の融資だけでなく、資金使途に応じた経営支援（事業計画策定支援、商談会等販路拡大支援、外部専門家派遣等）が必須となっています。

＜特徴2＞ 金利、融資限度額、融資期間、保証要否等は、各資金ごとに異なります。

みやぎん女性専用創業応援ローン「Wのちからビジネス」（取扱金融機関：宮崎銀行）

【融資対象者】 新たに事業を開始予定又は創業後おおむね5年未満で、代表が女性の法人及び女性の個人事業主

【資金使途】 設備資金・運転資金

【融資限度額】 1,000万円 【保証要否】 不要

【融資期間】 運転資金：7年以内 設備資金：10年以内

【経営支援】 宮崎県産業振興機構と連携した専門的アドバイス、東京海上日動メディカルサービスが運営する女性専用健康相談サービスの利用、ビジネスマッチング、販路拡大支援等

みやぎん創業応援ローン「スタートダッシュ」（取扱金融機関：宮崎銀行）

【融資対象者】 新たに事業を開始予定又は創業後おおむね5年未満の法人及び個人事業主

【資金使途】 設備資金・運転資金

【融資限度額】 1,000万円 【保証要否】 不要

【融資期間】 運転資金：7年以内 設備資金：10年以内

【経営支援】 宮崎県産業振興機構と連携した専門的アドバイス、ビジネスマッチング、販路拡大支援等

みやぎきたいよう地方創生ファンド（取扱金融機関：宮崎太陽銀行）

【融資対象者】 事業拡大や海外進出、新商品・新技術の開発、事業承継、雇用増加等、地方創生に資する取組を行う法人及び個人事業主

【資金使途】 設備資金・運転資金

【融資限度額】 1億円 【保証要否】 要

【融資期間】 運転資金：7年以内 設備資金：15年以内

【経営支援】 事業性評価に基づく経営課題分析、ビジネスマッチング、経営改善支援等

たかしん経営サポートローン（取扱金融機関：高鍋信用金庫）

【融資対象者】 事業拡大や事業承継、経営改善等に取り組む法人及び個人事業主

【資金使途】 設備資金・運転資金

【融資限度額】 運転資金：1,000万円 設備資金：3,000万円 【保証要否】 要

【融資期間】 運転資金：7年以内 設備資金：10年以内

【経営支援】 事業性評価に基づく経営課題分析、事業計画策定支援、ビジネスマッチング、商談会等販路拡大、補助金申請支援、事業承継支援等

問合せ先

- ✓ 金融機関提案型資金の制度について：宮崎県商工政策課経営金融支援室 ☎(0985)26-7097
- ✓ 各資金の詳細について：各資金の取扱金融機関に直接お問い合わせください。

問合せ先等一覧

県

商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話 (0985)26-7097 ファクシミリ (0985)26-7337

日南県税・総務事務所 (0987)22-2714 都城県税・総務事務所 (0986)23-4518 延岡県税・総務事務所 (0982)33-2862

取扱金融機関

県内の各本支店・支社 (借入申込の窓口)

宮崎銀行	宮崎太陽銀行	西日本シティ銀行	鹿児島銀行	福岡銀行	肥後銀行
大分銀行	南日本銀行	宮崎第一信用金庫	延岡信用金庫	高鍋信用金庫	宮崎県南部信用組合
熊本県信用組合	商工組合中央金庫	みずほ銀行			

信用保証協会

保証業務部 (0985)24-8253 経営支援部 経営支援課 (0985)89-0022

商工団体

(要件確認申請の窓口)

商工会議所

宮崎商工会議所	(0985)22-2161	都城商工会議所	(0986)23-0001	延岡商工会議所	(0982)33-6666
日南商工会議所	(0987)23-2211	小林商工会議所	(0984)23-4121	日向商工会議所	(0982)52-5131
串間商工会議所	(0987)72-0254	西都商工会議所	(0983)43-2111	高鍋商工会議所	(0983)22-1333

商工会

清武町商工会	(0985)85-0173	田野町商工会	(0985)86-0133	北郷町商工会	(0987)55-3639
南郷町商工会	(0987)64-1125	宮崎市生目商工会	(0985)47-6827	佐土原町商工会	(0985)73-2567
高岡町商工会	(0985)82-0154	国富町商工会	(0985)75-2211	綾町商工会	(0985)77-0017
中郷商工会	(0986)39-0334	三股町商工会	(0986)52-2226	山之口町商工会	(0986)57-2016
高城町商工会	(0986)58-2020	荘内商工会	(0986)37-0024	山田町商工会	(0986)64-2057
高崎町商工会	(0986)62-3131	高原町商工会	(0984)42-1158	野尻町商工会	(0984)44-1221
すき商工会	(0984)48-2459	えびの市商工会	(0984)35-1544	新富町商工会	(0983)33-1231
西都市三財商工会	(0983)44-5107	西米良村商工会	(0983)36-1056	木城町商工会	(0983)32-2070
川南町商工会	(0983)27-0263	都農町商工会	(0983)25-0200	門川町商工会	(0982)63-1514
東郷町商工会	(0982)69-2075	美郷町商工会	(0982)66-2023	美郷町商工会南郷支所	(0982)59-0106
美郷町商工会北郷支所	(0982)62-5895	諸塚村商工会	(0982)65-1197	椎葉村商工会	(0982)67-2005
延岡市三北商工会	(0982)45-2278	延岡市三北商工会北川支所	(0982)46-2039	延岡市三北商工会北方支所	(0982)47-2046
高千穂町商工会	(0982)72-2350	日之影町商工会	(0982)87-2210	五ヶ瀬町商工会	(0982)82-0072

中央会

宮崎県中小企業団体中央会 (0985)24-4278

(※) 商工団体による要件確認が必要となる貸付
・創業・新分野進出支援貸付 ・事業承継貸付
・みやざき成長産業育成貸付 (みやざきゼロカーボン応援、商業振興) ・災害対策貸付 (BCP対策関連設備)

市町村

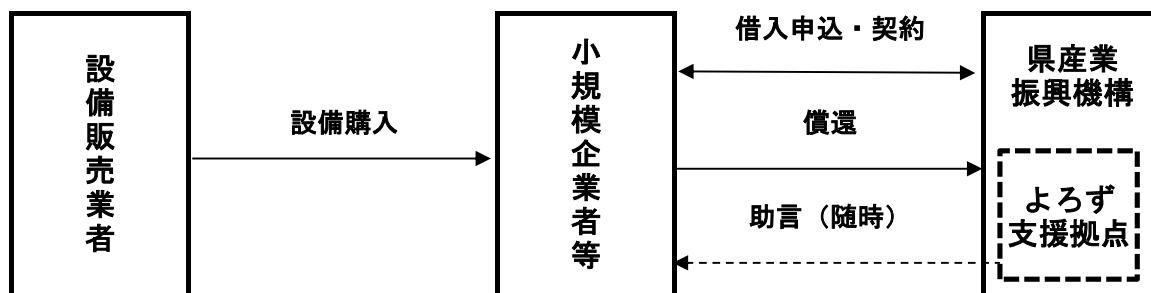
(要件確認申請、セーフティネット・危機関連認定申請の窓口)

宮崎市	産業政策課	(0985)21-1792	都城市	商工政策課	(0986)23-2983
延岡市	商業・駅まち振興課	(0982)34-7841	日南市	商工政策課	(0987)31-1169
小林市	商工観光課	(0984)23-1174	日向市	商工港湾課	(0982)66-1025
串間市	商工観光スポーツランド推進課	(0987)72-1111	西都市	商工観光課	(0983)43-3421
えびの市	観光商工課	(0984)35-3728	三股町	企画商工課	(0986)52-9084
高原町	産業創生課	(0984)42-2128	国富町	企画政策課	(0985)75-3126
綾町	総合政策課	(0985)77-3464	高鍋町	地域政策課	(0983)26-2015
新富町	産業振興課	(0983)33-6029	西米良村	むら創生課	(0983)36-1111
木城町	地域政策課	(0983)32-4727	川南町	産業推進課	(0983)27-8011
都農町	産業振興課	(0983)25-5721	門川町	地域振興課	(0982)63-1140
諸塚村	企画課	(0982)65-1116	椎葉村	地域振興課	(0982)67-3203
美郷町	企画情報課	(0982)66-3603	高千穂町	企画観光課	(0982)73-1212
日之影町	地域振興課	(0982)87-3801	五ヶ瀬町	企画課	(0982)82-1717

(※) 市町村による要件確認が必要となる貸付：災害対策貸付 (災害対策、災害対策 (特例)、激甚災害対策)
市町村によるセーフティネット・危機関連認定が必要な貸付：経営力強化貸付、セーフティネット・危機関連貸付、経営者保証非提供促進貸付

みやざき設備資金貸付制度

小規模企業者等の皆様が経営基盤の強化を図るために設備を購入される場合、その設備資金の1/2以内を無利子かつ長期で融資する制度です。



※「よろず支援拠点」とは、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するため機構内に設置された相談窓口です。

対象設備

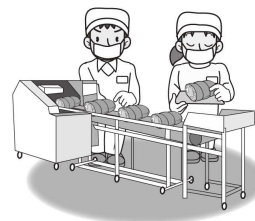
- ・経営基盤の強化のために必要な設備（土地、建物等は対象外です。）
- ・原則として新品設備

対象企業

- ・小規模企業者〔従業員20名以下（商業・サービス業は5名以下）〕（創業者も一定の要件を満たすことにより対象となる場合があります。）
- ・常用従業員数21名以上50名以下（商業・サービス業は6名以上50名以下）の企業者については特定の条件を満たす場合対象となります。

貸付条件

貸付率	設備価格の1/2以内（設備本体価格＋消費税）
貸付利息	無利息
貸付額	50万円～2,500万円



「フードビジネス分野」・「東九州メディカルバレー分野」・「自動車関連分野」・「企業成長促進プラットフォームによる認定を受けた成長期待企業（次世代リーディング企業）（※）」関連等で、特定の場合は貸付限度額を3,000万円まで増額

（※）成長期待企業（次世代リーディング企業）と取引があり、その成長期待企業の事業拡大に伴い設備投資を行う場合を含む

貸付期間	半年据置を含む7年以内
返済方法	口座振替
連帯保証人	原則として1人（法人の場合は代表者を含む）で、次の条件を満たす方 ・県内に居住していること ・保証能力をもっていること
担保	不動産担保（原則として既存貸付を含め貸付額500万円以上） ※ その他機構が必要とする場合。

- 当該制度の利用者は、「宮崎県産業振興機構」及び「よろず支援拠点」の専門的な知識・ノウハウなどを活用した経営支援を受けることができます。
- 上記内容は制度の概要です。詳しくはお問い合わせください。
- 融資にあたっては、金融上の審査があります。
- 詳しくは、こちらまでお問い合わせください。

公益財団法人宮崎県産業振興機構 産業振興課
TEL 0985-74-3850 FAX 0985-74-3950
E-mail: info-21@mepo.or.jp

※ 前ページまでの宮崎県中小企業融資制度については、県商工政策課経営金融支援室（電話0985-26-7097）にお問い合わせください。